（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この省令による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則（以下「新部門別収支規則」という。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。ただし、新部門別収支規則別表第一及び別表第二のうち資産除去債務相当資産に係る部分については、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理については、適用しない。

○経済産業省令第二十一号

熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の規定に基づき、熱供給事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

熱供給事業会計規則の一部を改正する省令

熱供給事業会計規則（昭和四十七年通商産業省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「その購入価額」の下に「とし、資産除去債務（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。）に対応する除去費用を加えた額」を加える。

第十五条中「、後入先出法」を削る。

別表第一の資産の1の表中

「		備品	工具、器具、什器、諸車等
		工事費負担金（貸方）	補助金を含み、工事費負担金と区別して整理する。」を
「		備品	工具、器具、什器、諸車等
		資産除去債務相当資産	
		工事費負担金（貸方）	補助金を含み、工事費負担金と区別して整理する。」に、
「		備品	
		工事費負担金（貸方）	補助金を含み、工事費負担金と区別して整理する。」を
「		備品	
		資産除去債務相当資産	
		工事費負担金（貸方）	補助金を含み、工事費負担金と区別して整理する。」に

改め、「（平成18年法務省令第13号）」を削り、

「	熱供給事業建設仮勘定		工事件名別に稼働設備の款及び項に準じて整理する。」を
「	熱供給事業建設仮勘定		工事件名別に稼働設備の款及び項に準じて整理する。 資産除去債務相当資産に係るものは、項を設けて整理する。」に

改める。

別表第一の負債の4の表中

「	繰延税金負債		流動負債の部の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債
	負ののれん		会社計算規則第11条の規定により負債に計上するもの」を
「	繰延税金負債		流動負債の部の「繰延税金負債」に整理されるもの以外の繰延税金負債
	資産除去債務	本（何）支店	
	負ののれん		会社計算規則第11条の規定により負債に計上するもの」に

改める。

別表第一の負債の5の表中

「			工事費負担金前受収益	地代、家賃等の前受額（関係会社からのものを除く。）
	その他流動負債			契約期間が1年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの」を
「			工事費負担金前受収益	地代、家賃等の前受額（関係会社からのものを除く。）
	資産除去債務			
	その他流動負債	本（何）支店		契約期間が1年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの」に

改める。

別表第二の第一表中

「	（何）引当金	
	負ののれん	」を
「	（何）引当金	
	資産除去債務	に、
	負ののれん	」
「	諸前受金	
	その他流動負債	」を
「	諸前受金	
	資産除去債務	に
	その他流動負債	」

改める。

別表第二の第四表中

「	8　持分法損益等に関する注記	
	9　関連当事者との取引に関する注記	
	10　一株当たり情報に関する注記	
	11　重要な後発事象に関する注記	
	12　連結配当規制適用会社に関する注記	
	13　その他の注記	を
「	8　金融商品に関する注記	
	9　賃貸等不動産に関する注記	
	10　持分法損益等に関する注記	
	11　関連当事者との取引に関する注記	
	12　一株当たり情報に関する注記	
	13　重要な後発事象に関する注記	
	14　連結配当規制適用会社に関する注記	
	15　その他の注記	に